

(政令への委任)
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)
第九条 政府は、土地改良事業が効果的かつ効果的に実施されるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、平成三十五年までの間に、農用地の集団化その他農業構造の改善の状況その他の事情を勘案し、新土地改良法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)
第十条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「第百十三條の三」を「第百十三條の四」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第十一條 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「第百十三條の二第三項」を「第百十三條の三第三項」に改める。

(東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律の一部改正)

第十二條 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「第八十七條の三第二項」を「第八十八條第二項」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十二條第二項

二 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十六條第二項

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十四條 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「第八十七條の三第二項」を「第八十八條第二項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改め、同條第七項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

第十七條の七第二項中「第八十七條の三第二項」を「第八十八條第二項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改め、同條第六項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

法律第四十号

道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七十四條の四中「及び第七十五條の五」を「第七十五條の五及び第七十五條の六」に改める。

第七十五條第四項中「その型式について指定を受けた自動車の構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その型式について指定を受けた自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。

二 その型式について指定を受けた自動車が均一性を有するものでなくなつたとき。

三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五條の二第四項中「その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。

二 その型式について指定を受けた特定共通構造部が均一性を有するものでなくなつたとき。

三 不正の手段によりその型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなつたとき。

二 その型式について指定を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなつたとき。

三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五條の五の次に次の一条を加える。

(報告及び検査)

第七十五條の六 国土交通大臣は、第七十五條第七項、第七十五條の二第四項及び第七十五條の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五條第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五條の二第二項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五條の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百零一條第一項中「行政庁は」の下に「第七十五條の六第一項に定めるもののほか」を加え、同條

第二項中「職員は」の下に「第七十五條の六第一項に定めるもののほか」を加える。

第百零六條の四第三号中「第六十三條の四第一項」の下に「若しくは第七十五條の六第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第七十五條第七項、第七十五條の二第四項及び第七十五條の三第五項の改正規定並びに次條の規定は、公布の日から施行する。

第二條 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(総合特別区域法の一部改正)

第四条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の第二十二項の表第一百條第一項の項及び第一百條第二項の項中「第一條」を「第七十五條の六第一項に定めるもののほか、第一條」に改める。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政

令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第四百十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七條第四項及び第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
第三條中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二十一條第一項の規定による情報提供ネットワークシステム(番号利用法第二條第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六條において同じ。)の設置及び管理に關すること。

第七條第一項第十三号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下この号及び第四十七條第四号において「番号利用法」という。)」を「番号利用法」に、「同号」を「第四十七條第四号」に改める。

第十九條第一項中「十人」を「九人」に改め、同條第二項中「大臣官房に置く」を削る。
第二十条の見出しを「大臣官房に置く課等」に改め、同條中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十六條を次のように改める。
(参事官の職務)

第二十六條 参事官は、番号利用法第二十一條第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に關する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に關する特定事項に關する企画及び立案に参画する。
附則第八條中「第十九條第一項」を「第二十条」に改め、「のうち一人」を削る。

附則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第四百十八号

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十六号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年五月二十九日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 山本 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第四百十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十六号)の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十六年政令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第二十六條中「第十九條第十二号」を「第十九條第十三号」に改める。